

# みなさんの負担を軽減するために

介護保険料や介護保険サービスにかかる費用などの一部は、確定申告をする際に所得税・住民税の控除として所得から差し引くことができます。

## 介護保険料の社会保険料控除

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。

また、配偶者やその他の親族の負担すべき介護保険料を支払った場合\*も社会保険料控除の対象となります。

\*普通徴収の場合のみ対象となります。特別徴収の場合は本人が支払ったことになり対象となりません。

### 【確定申告に必要な書類】

- 普通徴収(窓口納付・口座振替)の方  
介護保険料の領収書
- 特別徴収(年金から天引き)の方  
日本年金機構または共済組合から送られる源泉徴収票

## 障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている方は障害者控除の対象となります。

また、身体障害者手帳等の交付を受けていない高齢者でも、身体や精神に障害があり、要介護認定申請時の主治医意見書により、「障害者に準ずる」として町から認定された場合に障害者控除の対象とすることが出来ます。

認定を受けるには、町役場の窓口に申請書を提出してください。申請の際には印鑑が必要です。

\*申請書は、窓口担当者へお申しつけください。

### 【確定申告に必要な書類】

境町が発行する『障害者控除対象者認定書』

## おむつにかかる費用の医療費控除

医師が発行する「おむつ使用証明書」を添えることにより、医療費控除の対象になります。

また、次のすべての条件に該当する方は町が発行する証明書でも申請できます。町から証明書の発行を受けるには、町役場の窓口に申請書を提出してください。申請の際には印鑑が必要です。

\*申請書は、窓口担当者へお申しつけください。

- ①おむつにかかる費用について医療費控除を受けるのが2年目以降である
- ②要介護認定を受けている
- ③主治医意見書に「寝たきり状態であること及び尿失禁があること」が記載されている

### 【確定申告に必要な書類】

- おむつ代の領収書
- 医師が発行する「おむつ使用証明書」または町が発行する証明書

## 医療費控除

通院や入院などで支払った医療費(本人や生計を一にする配偶者その他の親族)のほか、一部の介護保険サービスに係る費用についても医療費控除の対象となります。ただし、高額介護サービス費等で払い戻された分は控除の金額から差し引かれます。

区分	サービス名	医療費控除対象額	
在宅サービス ※介護予防サービスも含まれます。	医療系サービス	(1)訪問看護	利用者負担額の全額
		(2)訪問リハビリテーション	
		(3)居宅療養管理指導	
		(4)通所リハビリテーション	
		(5)短期入所療養介護	
	医療系以外のサービス	(6)訪問介護(生活援助中心を除く)	医療系サービスと併せて利用した場合、利用者負担額の全額
		(7)訪問入浴介護	
		(8)通所介護	
		(9)短期入所生活介護	
		(10)介護予防日常生活支援総合事業の訪問型・通所型サービス(生活援助中心を除く)	
施設サービス	(11)介護老人福祉施設	利用者負担額、居住費及び食費の2分の1	
	(12)介護老人保健施設	利用者負担額、居住費及び食費の全額	
	(13)介護医療院		

ただし、次のサービスは医療費控除の対象とはなりません。

- 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)
- 福祉用具貸与

\*介護予防サービスも含まれます。

### 【確定申告に必要な書類】

医療費控除対象金額が記載された領収書、医療費控除の明細書